

第1節 生涯学習の推進

1 学校教育の充実

現況と課題

(1) 幼児教育

本市においては、児童福祉面での乳幼児保育の体制づくりを推進する一方、それらとの連携を図りながら、私立の4幼稚園において幼児教育を行っています。

幼児期は、心身の形成の基礎となる重要な時期であり、子どもたちの豊かな心を育むため、子どもの個性を生かした幼児教育の必要性が叫ばれています。

しかし、近年における急速な少子化を始め、核家族化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、子育て環境は著しく変わってきています。

これにより、社会性が身につかない子どもの健全な成長への影響や、子どもに対する親の必要以上の干渉、また乳幼児にかかわる機会の減少による、育児不安といった子育て環境への影響も懸念されています。

子どもがのびのびと夢を持って学び育つ環境をつくっていくためには、子育てをみんなで支える社会づくりが必要であり、平成14年4月に制定された「おかや子育て憲章」を共通指針として、家庭、幼稚園、保育園、学校、地域など社会全体が相互に連携を深め、幼児期からの一貫した教育の推進を図ることが重要となっています。

(2) 義務教育

義務教育は、未来を担う人材を育成する場として、児童生徒一人ひとりの心身の発達段階に応じた知識の習得と豊かな人間性を育てる重要な役割を持っており、人間尊重の理念をふまえ、心身ともに健やかで、自立性のある創造力豊かな児童生徒の育成をめざして、教育内容の充実、施設・設備の充実、教育環境の整備等に努めています。

平成14年度から完全学校週五日制がスタートし、小中学校等の新教育課程が本格実施となりましたが、中央教育審議会からは、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申が出されるなど、教育制度については大きな転換期を迎えています。

しかしながら、個人の尊重、自立心、義務をしっかりと果たそうとする責任感、他人を思いやる心、公共の精神、伝統や文化を大切に作る心などについては普遍のものであり、これからの教育においても大切に育てていかなければならないものです。

いじめや不登校問題をはじめとする児童生徒の様々な問題行動については、深刻な社会問題となっていますが、心の悩みを早期に発見し、適切な対応が図られるよう学校・家庭・地域・専門機関との連携を図るとともに、指導体制やカウンセリング機能をなお一層充実させていく必要があります。

近年、社会環境は激しく変化していますが、情報化、国際化、環境、福祉、人権問題等、幅広い問題に的確に対応できる資質と能力を育成する教育も重要な課題となっています。

都市化・核家族化が進み、児童・生徒の「食」と「農」への知識や関心の低下が指摘されていますが、食農教育に対する取り組みを推進するとともに、学校給食についても、自校給食の維持を基本に、一層の充実を図る必要があります。

教育施設等の整備については、特に老朽化した建物について、耐震診断を実施し、その結果をふまえながら、計画的に改修整備をすすめるとともに、教育内容に応じた教育機材、教材等の整備充実を図る必要があります。

また、地域コミュニティとの協力連携を図りながら、学校施設の開放をすすめ、地域に根ざした学校づくりをさらに推進していく必要があります。

(3) 高等学校以上の教育

高等学校は、中学校における教育を基礎として、生徒の個性を最大限に伸ばす観点から、生徒の多様な興味・関心・能力・適性や将来の希望に基づいた主体的な学習活動を促し、選択の幅の広い教育をめざして、特色ある学校づくりが進められています。

現在、市内には県立高校が3校設置されていますが、学校や生徒の実態に応じた教育課程の編成など、高校教育の個性化・多様化を図ることが求められています。

また、中高一貫教育を視野においた市内中学校との連携強化を図ることも必要となっています。

4年制大学については、本市の懸案施策の一つであり、大学と社会との交流は、産業の創出、教育研究の活性化、創造的な学術研究の萌芽の発展・展開につながるなど、大きな効果が期待できることから、誘致に向けての積極的な条件整備が望まれます。

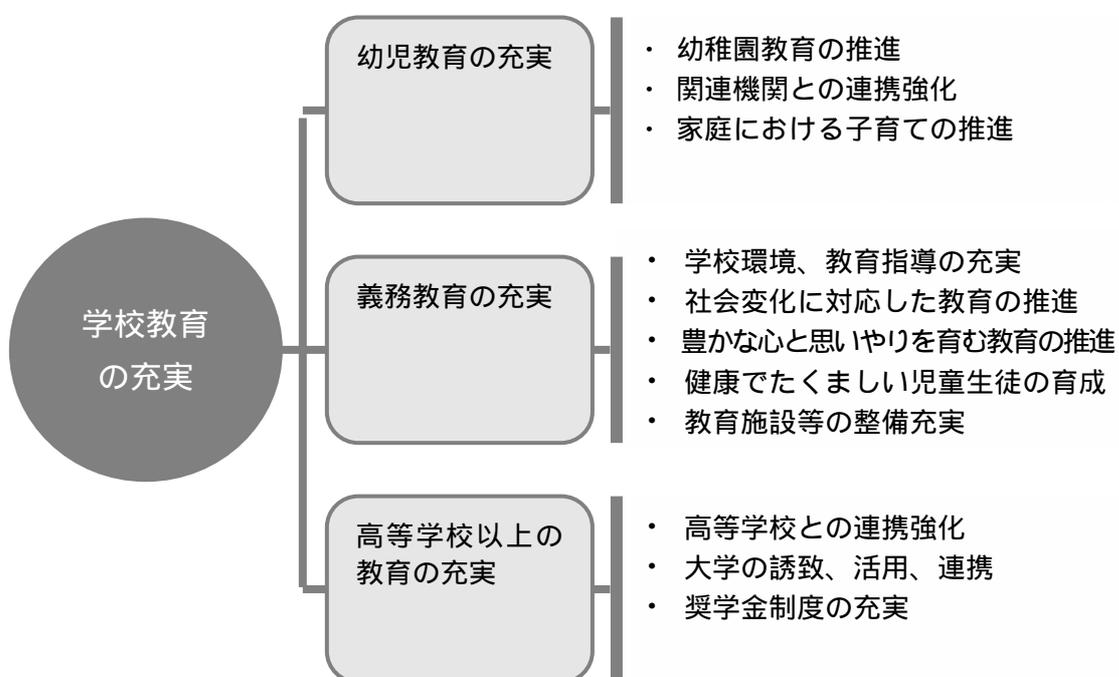
児童・生徒・学級数の推移

(単位:校、学級、人)

区分	小学校							中学校						
	学校数	普通学級		特殊学級		計		学校数	普通学級		特殊学級		計	
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成6年	8	117	3,718	9	20	126	3,738	4	56	2,064	6	24	62	2,088
7年	8	114	3,545	9	16	123	3,561	4	55	1,992	6	14	61	2,006
8年	8	111	3,443	9	15	120	3,458	4	53	1,868	6	9	59	1,877
9年	8	105	3,284	9	19	114	3,303	4	54	1,868	6	16	60	1,884
10年	8	103	3,153	9	19	112	3,172	4	53	1,800	5	12	58	1,812
11年	8	102	3,130	9	14	111	3,144	4	52	1,795	6	13	58	1,808
12年	8	102	3,072	9	15	111	3,087	4	48	1,680	7	21	55	1,701
13年	8	99	3,063	9	19	108	3,082	4	46	1,613	7	22	53	1,635
14年	8	102	3,059	10	25	112	3,084	4	44	1,541	6	16	50	1,557
15年	8	103	3,025	10	24	113	3,049	4	43	1,519	7	10	50	1,529

(資料:学校基本調査)

施策の体系



施策

(1) 幼児教育の充実

幼稚園教育の推進

ア. 就園奨励

幼児期における適切な教育と豊かな人格形成の基礎を培うため、幼稚園への就園を奨励します。

イ. 私立幼稚園の育成

幼児教育における教育基盤の強化のため、私立幼稚園の育成支援を図ります。

関連機関との連携強化

子どもの発達段階に即した幼児教育を進めるため、家庭、幼稚園、保育園、小学校相互の適切な役割分担と連携強化に努めるとともに、「おかや子育て憲章」を共通指針とした幼児期以後の教育の推進に努めます。

家庭における子育ての推進

子どもが家庭で身につけた生活習慣や善悪の判断等の規範意識は、生涯にわたって子どもの心に生き続けることから、子育てにおける家庭の役割の重要性を啓発するとともに、家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育学級の一層の充実を図ります。

(2) 義務教育の充実

学校環境、教育指導の充実

ア. ゆとりある楽しい学校づくり

学校では、ゆとりと特色ある教育課程を編成し、子どもの個性の伸長と基礎的・基本的な学力の確実な定着を図り、学ぶことの楽しさや達成感を得させ、自ら学び考える力を育てます。

また、「総合的な学習の時間」での活動的・共同的・課題解決的な学びを通して、学び方を身につけ、生涯学習の基礎となる「生きる力」を育てていきます。

イ. 教育指導の充実

新しい学習指導要領のもと、教科の学習内容を厳選し、個々の子どもの理解や習熟の程度に応じた、きめ細かな指導を行います。また、子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、

その個性を伸ばすことに努めるとともに、総合的な学習の時間や、各種学校行事、特別活動等を通して身につく力もあわせて、総合的な学力の向上に努めます。

少人数学級による指導については、国・県等の方針、動向を踏まえながら、推進に努めます。

ウ.特殊教育の充実

生徒の実態に合わせて、特殊学級の整備充実を図るとともに、指導体制の強化に努めます。また、障害のある児童生徒の就学については、障害児保育や学校長との連携を密にするとともに、保護者の意見等も聴取しながら、障害の程度に合わせたきめ細かな指導に努めます。

エ.いじめ等への取り組み

児童生徒一人ひとりの理解に努めるとともに、教職員と児童生徒相互の人間的なふれあいを密にし、信頼感に満ちた指導を推進します。

いじめや不登校等の問題に対しては、児童生徒の発する信号を見逃さず、問題を早期に発見し、適切な対応が図られるよう学校・家庭・地域・専門機関等との連携を図りながら、教職員及びカウンセラー・教育相談員が一丸となって、その解決に取り組みます。

オ.読書活動の充実

子どもの活字離れが指摘されるなか、本との出会いの場をつくり、子どもの読書活動を推進するため、司書教諭、図書館指導員を中心に、教職員の協力体制を確立し、学習情報センター、読書センターとしての機能を持つ学校図書館の充実と活用を図ります。

また、朝の読書時間や親子読書活動等を通じて、読書習慣の確立を推進します。

カ.児童生徒の安全指導

生命尊重、人間尊重の精神を基底とし、あらゆる事故や災害等から児童生徒の生命健康を守るため、安全教育と安全管理を徹底します。

事故の危険予知、回避及び事故発生時の対応や応急措置、登下校時の安全管理等、家庭、地域とも連携した安全指導の充実に努めます。

キ.教職員研修の充実

子どもの「生きる力」を育む教育の充実、学校の自主性、自発性を尊重した学校づくりの推進などには、直接の担い手である教職員の資質能力が求められることから、教職員の

能力開発、指導力の向上、さらには教育に対する使命感の一層の醸成をめざして、教職員の研修機会の確保、参加促進に努めます。

社会変化に対応した教育の推進

ア.情報教育の推進

児童生徒がコンピュータを操作できるようにするだけでなく、調べ学習の中にコンピュータを取り入れることにより、必要となる情報を主体的に選択し、自ら処理して、自らの情報として発信できる能力の育成を図るとともに、必要なモラルと責任についても理解を深めます。

情報機器や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導や、児童生徒の一人ひとりの学習進度に応じた教育の推進を図るため、学校教職員と情報教育指導員の連携による情報教育指導の充実に努めます。

また、パソコン通信やインターネット等を利用した学校間交流などの活動も推進します。

イ.国際理解教育の推進

外国語の習得や外国文化への理解を深める教育の充実に努め、児童生徒が自他の文化を理解し、互いの違いを尊重し合う精神の醸成に努めます。

英語教育については、外国人英語指導助手の活用や(財)岡谷市国際交流協会との連携による英語教育の充実に努めます。

ウ.環境教育の推進

環境問題の重要性についての理解を深める教育の推進を図るほか、野外学習等を通じて自然とふれあう機会を拡充します。

豊かな心と思いやりを育む教育の推進

ア.福祉教育、人権教育の推進

児童生徒の思いやる心、いじめや差別のない心を育むため、福祉教育、人権教育の推進を図ります。

イ.体験学習、郷土学習の推進

奉仕活動や勤労生産学習等の体験的な活動を通じて、豊かな心とたくましさを育てる教育を推進するとともに、市の自然、歴史・文化、産業などに直接触れ、体験できる郷土学習を推進します。

また、日本の伝統的な音楽文化の良さを尊重し、太鼓などの和楽器を使った教育を推進します。

健康でたくましい児童生徒の育成

ア.学校保健の充実

健康診断、健康管理、保健指導を充実し、健やかな子どもの育成に努めます。また、心の健康、性教育、エイズ教育にも配慮した指導を進めます。

イ.カウンセリング機能の充実

いじめ、問題行動等に対しては、学校教職員の連携と、心の教室相談員やカウンセラー等による継続的な相談、指導、助言が行えるよう、体制の充実に努めます。

心身の悩み等の児童生徒の相談機能の強化のため、臨床心理の専門的知識を有するスクールカウンセラー制度の拡充を図ります。

ウ.学校給食の充実

栄養バランスや衛生面、安全面に配慮した学校給食の一層の充実に努めるほか、地元生産品を食材に利用した食農教育の推進に取り組みます。また、楽しい食事環境づくりに工夫をするとともに、給食時間を利用した児童生徒と教職員の交流促進に努めます。

エ.体力づくりの推進

学校体育においては、教科体育の充実を図るとともに、クラブ活動、体育行事、保健安全行事等を推進し、児童生徒の発達段階に応じた体力づくりに努めます。

教育施設等の整備充実

ア.学校施設の整備

耐震診断結果に基づき、学校施設の計画的な改修整備を推進します。また、学校施設、設備の定期的な点検を強化し、適正な維持管理に努めます。

イ.教育機器、教材、教具の整備充実

教育内容に応じた教育機器、教材、教具の整備充実を図ります。

ウ.学校施設の開放推進

地域との連携をとりながら学校施設開放を進め、地域コミュニティの育成や生涯学習、

生涯スポーツ等の振興に努めます。

工. 教員住宅等の整備

教員住宅等の良好な環境の整備充実に努めます。

(3) 高等学校以上の教育の充実

高等学校との連携強化

市内の中学校と高等学校との連携を深める連絡調整機能の充実を図るとともに、高等学校教育において、時代の進展や生徒の個性に応じた多様な教育課程の編成を行うよう働きかけます。

大学の誘致、活用、連携

本市の教育・文化・産業などの振興を図るため、芝浦工業大学新学部の誘致を積極的に推進します。

また、これにあわせ、市民公開講座の開催など市民や企業、各種団体と大学との交流機会の創出、生涯学習の機会と場の拡充について検討を進めます。

奨学金制度の充実

次代を担う優秀で、意欲ある人材を育成するため、奨学金貸付制度の充実に努めます。

2 青少年の健全育成

現況と課題

少子高齢化、核家族化等による家庭教育環境の変化や、情報化、都市化の進展等による社会環境の変化、近年の経済の低迷による閉塞感など、青少年を取り巻く環境は、近年目まぐるしく変容し、青少年の意識や行動においても大きな影響を与えています。

これらの環境変化の結果、学校におけるいじめや不登校等の問題が社会問題となっているばかりでなく、万引、喫煙、深夜はいかい等の初発型非行、問題行動も年々増加傾向をたどっています。また、犯罪における低年齢化や凶悪化の傾向も顕著となるなど、まさに憂慮すべき状況が進みつつあります。

青少年の健全育成は、社会全体の課題として取り組む必要があり、すべての市民が参加し、実践的な運動を展開していくことが必要です。また、家庭、学校、地域社会、関係団体がそれぞれの役割分担のもとに、一丸となってそれぞれの問題に適切に対処することが求められています。

なかでも、家庭や地域社会の役割は非常に重要であり、「おかや子育て憲章」の理念にのっとり、学校との連携のもとに、子どもの健全育成の基礎となる家庭教育や人間らしい親子の絆を深めるふれあいの機会の充実等に向けた支援体制を整備していくことが必要です。また、氾濫する有害図書、映像の排除等の環境浄化や、非行の未然防止のための地域活動の推進など、社会全体として健全な環境づくりに努めていくことが必要となっています。

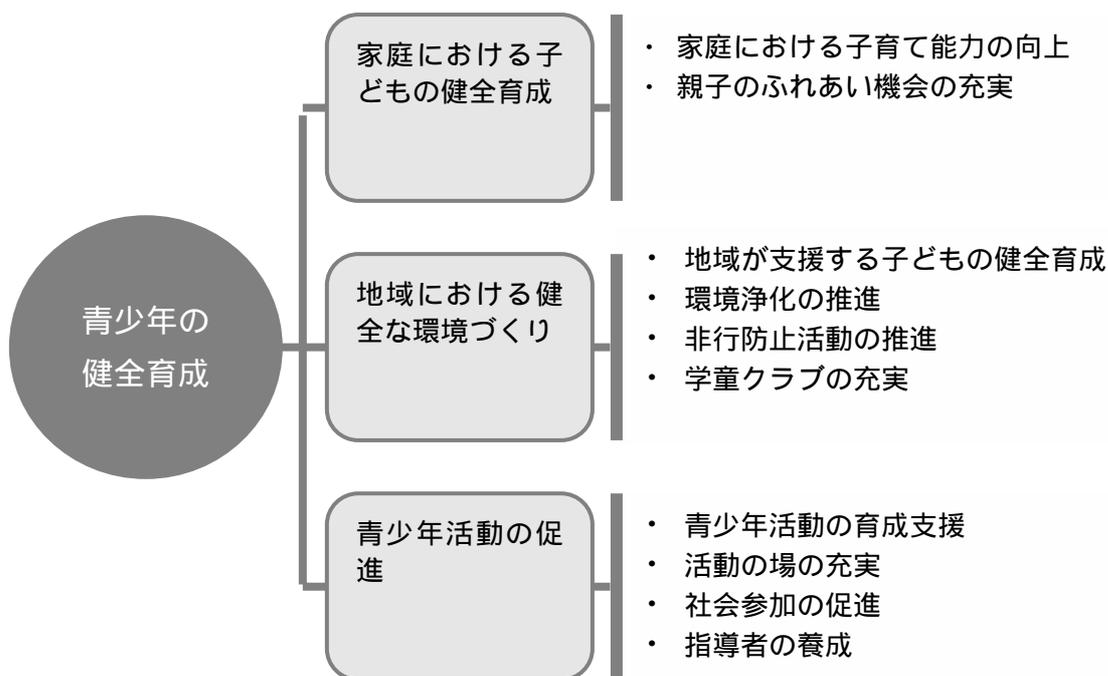
今後は、一人ひとりが規範意識やルールを身につけ、自立心を持った青少年を育成するため、完全学校週 5 日制の実施などの条件変化をふまえて、青少年の社会参加や交流活動等を積極的に推進し、多様な人間関係を形成する機会の拡充を図ることが必要です。また、生活体験や活動体験のできる場のより一層の整備、充実を促進する必要があります。

学童クラブは、留守家庭児童を対象に、放課後午後 6 時までの間と長期休業中に市内 8 小学校で開設しており、平成 14 年度からは、田中小学校で土曜学童クラブを開設しています。

近年は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした時代の変化等をふまえ、家庭のニーズをとらえて、イルフプラザ「こどものくに」を拠点とした子育て支援

の充実を図るなど、子育てしやすい環境の整備を進めるとともに、次代を担う児童の健全な成長を支援するための方策を立てる必要があります。

施策の体系



施策

(1) 家庭における子どもの健全育成

家庭における子育て能力の向上

子どもの健全育成における家庭の役割について、「おかや子育て憲章」の理念にのっとり、保護者の意識啓発、普及を図ります。

また、イルフプラザ「こどものくに」を拠点として、子育て支援の一層の推進に努めます。

親子のふれあい機会の充実

幼児、児童、生徒の人間らしい心を育て親子の絆を深めるための活動として、親子教室の開催や親子読書会等の親子活動を促進します。

また、親子によるレクリエーション活動の促進など、親子の対話や家族間の心のふれあ

える各種事業の一層の充実や、必要な情報の収集・発信を推進します。

(2) 地域における健全な環境づくり

地域が支援する子どもの健全育成

地域のグループによる地域子〔己〕育てミニ集会、その一環としての「乳幼児おやこふれあいの集い」の充実や、あいさつ運動の推進等を通して、地域における連帯感の醸成や青少年の感性と情操を育む環境づくりに努めます。

環境浄化の推進

家庭、学校、地域の連携協力のもとに、青少年に悪影響を及ぼす広告物、有害図書等・映像等の排除に努めるなど、有害環境の浄化を推進します。

非行防止活動の推進

学校教育現場と家庭、地域社会、関係機関、育成団体との連携のもとに、児童生徒の校外生活における問題行動の早期発見と補導活動を推進し、非行の未然防止に努めます。

学童クラブの充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、健全な育成を図るとともに、施設整備等の環境整備と、一層充実した運営に努めます。

(3) 青少年活動の促進

青少年活動の育成支援

地域の子ども会やスポーツ少年団など、各種青少年団体、グループの自主的活動を支援、育成します。また、活動のなかに、岡谷太鼓をとり入れるよう働きかけを行います。

活動の場の充実

野外活動、自然体験、職業体験学習等の校外活動を促進するとともに、青少年活動の拠点施設等を活用し、研修、スポーツ・レクリエーション等の青少年活動が展開できる場の充実に努めます。

社会参加の促進

地域行事、奉仕活動等への青少年の自主的、自発的な地域活動の参加を促進します。

指導者の養成

青少年の健全な育成を図るため、地域活動における指導者の養成とリーダーにふさわしい資質の向上を支援します。

3 生涯学習の充実

現況と課題

生涯を通じた多様な学習活動により、自らの個性と能力を伸ばし、心豊かで生き生きとした人生を築きたいという市民の意識が高まっています。また、近年の社会環境の急激な変化は、分野、レベルなどの学習ニーズに多様化・高度化をもたらし、従来進められてきた施策や施設運営に対して新たな展開が求められてきています。

これまで本市は、“生涯学習の展開と充実”“生涯学習推進基盤の整備”を2本の柱として位置づけ、「おかや子育て憲章」の理念をはじめとする行動指針の普及及び啓発や学習機会の充実、関連施設の整備を進めるほか、生涯学習推進本部の設置、第2次岡谷市生涯学習推進計画を策定するなど、体系的・計画的に取り組んできました。

今後においても、市民の高度で多岐にわたる学習ニーズはますます高まると予想されることから、学習機会のより一層の充実と内容の整備を進め、市民の学習ニーズに即した対応を図るとともに、自主的な参加と活性化を促進していく必要があります。

また、「生涯学習活動センター」を活動の拠点として、市民ニーズの多様化に対応していくことが求められています。

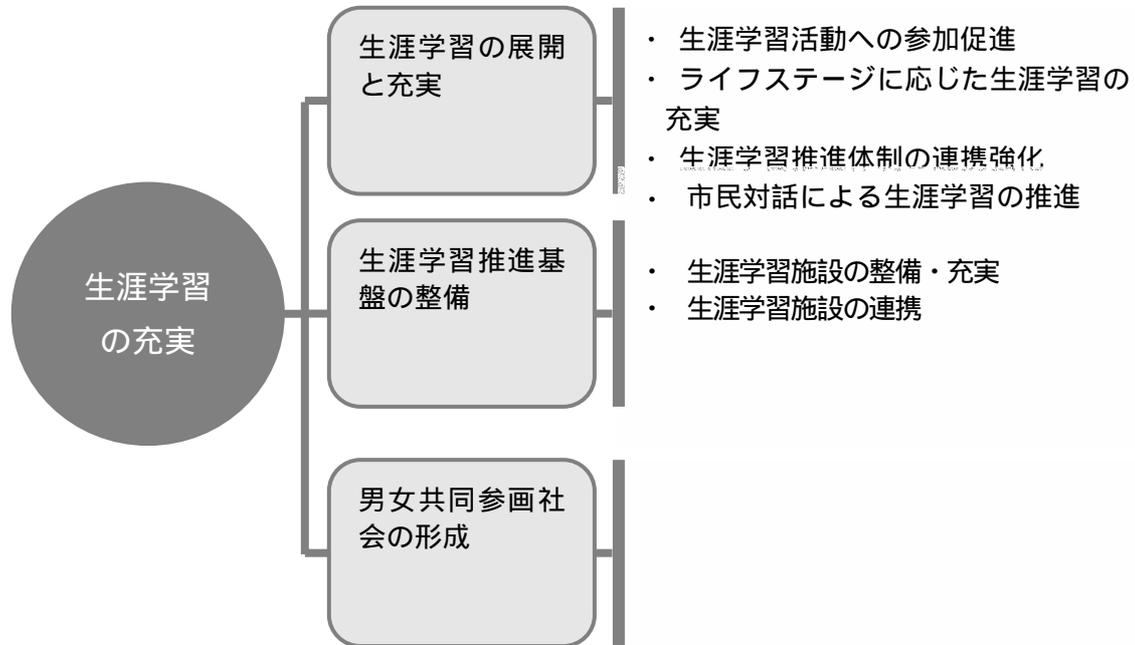
少子高齢社会への急速な進展等社会経済環境は急速に変化しており、このような状況に対応していくうえで男女共同参画社会の実現は、21世紀のさしせまった重要な課題となっています。

本市では「男性」「女性」といった性別にとらわれることなく、その人の個性や能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成をめざして、これまでさまざまな施策を行い啓発推進にも力を注いできました。しかしながら人々の意識の中に「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識が根強く、現在もなおさまざまな場面において残されています。こうした考え方が人の生き方、働き方などの社会活動等に大きな影響を与えており、個人の能力の発揮を妨げる原因のひとつとなっています。

今後においても、男女共同参画社会を形成していくことがますます重要となることから、学習機会の充実を図るとともに、男女共同参画を推進する団体や個人、また女性団体等、市と市民がともに手を携えて、心豊かに生きられる社会づくりをしていくことが必要です。

また、制定された男女共同参画推進条例を市、市民、事業者が協力して積極的に推進し、早期に男女共同参画社会を実現していくことが重要です。

施策の体系



施策

(1) 生涯学習の展開と充実

生涯学習活動への参加促進

ア．学習活動参加促進の啓発

「広報おかや」、「生涯学習おかや」、インターネット等の広報媒体を活用するとともに、イベント等の機会を通じて、市民の学習意欲の啓発に努めます。

イ．学習促進運動の展開

「生涯学習活動センター」ほか活動拠点施設の情報を積極的に提供するとともに、市民が気軽に参加できる環境づくりに努めます。

ライフステージに応じた生涯学習の充実

ア．乳幼児教育の充実

乳幼児期における基本的な生活習慣や自発性の形成等について、精神的・身体的発達の基礎づくりの方法を学ぶ機会を充実させます。

また、「おかや子育て憲章」の理念にのっとり、親の意識啓発に努めます。

イ．家庭教育の活性化

家庭教育学級や家庭教育相談の充実を図るとともに、「おかや子育て憲章」の理念の普及に努め、親子のふれあいの機会を拡充し、家庭と地域、行政が一体となって家庭教育の活性化に努めます。

ウ．青少年学習活動の支援

青少年の学習、社会活動への参加を促進するため、活動場所や指導者の確保、情報の収集、提供等の学習条件の整備充実を図ります。

また、各種イベント活動、ボランティア活動、まちづくり活動等の自主活動の活性化のために、青少年関係団体の育成や集団活動の支援を図ります。

エ．成人学習活動の推進

学術、文化、地域課題等高度な学習ニーズに対応するため、市民大学や各種の教養講座等の充実を図るとともに自主的な学習活動を促進するため、学習情報の提供に努めます。

また、市民総参加のまちづくりを推進するため、ボランティア活動、まちづくり活動等新しい学習活動を推進します。

オ．高齢者学習活動の充実

高齢者が潤いと生きがいのある生活を送れるよう、健康、職業、教養、趣味等の学習ニーズに幅広く対応できる学習、実践機会の拡充、世代間交流、健康体力づくりの推進に努めます。

生涯学習推進体制の連携強化

ア．各部局の連携強化

関係部局の連携を強化し、一体となって生涯学習の推進に取り組みます。

イ．生涯学習推進計画の見直し

生涯学習を取り巻く環境の急激な変化に対応するため、「第3次岡谷市生涯学習推進計画」の策定に取り組みます。

市民対話による生涯学習の推進

ア．指導者の養成とボランティアの活用

生涯学習を積極的に進める指導者となる人材の確保、養成に努めるとともに、学習ボラ

ンティアの活用に努めます。

イ．学習グループ、団体の育成

自主的な学習グループ、団体の育成を支援するとともに、学習グループリーダーの発掘、養成に努めます。

ウ．多様化する市民学習要望の把握

生涯学習推進懇話会や市民交流集会の開催など、生涯学習推進のための市民対話を進め、多様化する市民学習要望の把握に努めます。

(2) 生涯学習推進基盤の整備

生涯学習施設の整備・充実

ア．生涯学習施設の充実

蚕糸博物館、美術考古館、図書館など生涯学習施設について、特色ある施設づくりと内容の充実に努めます。

イ．図書館の活用

図書館においては、視聴覚資料の一般貸出に向けての条件整備、広域図書館ネットワークシステムの継続、学校図書館、幼稚園・保育園、湊・川岸・長地公民館との連携に努めることにより、多様な市民ニーズに応えていきます。

ウ．生涯学習館（イルフプラザカルチャーセンター）の活用

生涯学習館については、公民館・婦人の家の事業を引き継ぐとともに、生涯学習の拠点として市民の自主的な学習活動が展開できるよう「市民の想い」を的確にとらえ、事業の企画・実施に反映するよう努めるとともに、個性と魅力ある人づくり・まちづくりに寄与する新たな創造空間と交流の拠点づくりをめざします。

生涯学習施設の連携

「生涯学習活動センター」を中心として、市内の生涯学習関連施設の有機的な連携を図るとともに、施設の適切な管理と市民本意の施設運営に努めます。

(3) 男女共同参画社会の形成

第2次岡谷市女性プランの計画期間が終了することから、第3次の計画を策定し、男女

共同参画社会の形成に向けて、あらゆる機会を通じ学習の場の提供、各種研修会への参加、意識啓発事業等の実施を図ります。

また、男女共同参画を計画的に推進していくために、市民の積極的な取り組みを促進するとともに、男女共同参画を推進する団体とのネットワークづくりに努めます。

さらに、庁内各部課における施策の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、効果的な計画の推進に努めます。

第2節 文化・スポーツの振興

1 文化の振興

現況と課題

近年、所得水準の向上、余暇時間の増大等の市民生活を取り巻く社会環境の変化により、ゆとりと生きがいある生活が求められており、精神的なゆとりと潤いをもたらす文化への志向は、ますます高まっています。そして、個性的な文化を、より高い水準で、また、より身近に求めるようになっていきます。

本市では、こうした市民の文化活動への要望に応えるため、文化関連施設の整備、充実を図るとともに、創作および参加活動の奨励、市民の活動の場や市民文化祭など発表機会の提供、拡充、文化関連団体の育成等に努めてきました。

現在、本市の主要な文化施設としては、カノラホールをはじめ、イルフ童画館、蚕糸博物館、美術考古館など多彩で特色ある施設が設置されています。

地域社会のアイデンティティーの核を形成するのは住民や地域の文化団体であり、これからは地域住民との協働に重きを置き、創造の喜び、感動を共有し、共通の価値観を持つことができる事業を推進することが重要となっています。

カノラホールは、“優れた芸術鑑賞の場”、“新しい文化の創造の場”、“次代を担う人材の育成の場”として地域文化の中心的役割を果たすべく、施設の管理および自主事業の充実に努めています。

自主事業においては、ジャンル、対象年齢層等のバランスを十分に考慮するなかで、世界の一流音楽家からも高い評価を受ける、ホールの音響特性を最大限に活かした事業を柱として行う必要があります。

イルフ童画館は、童画に関する情報を発信する基地として、世代を超えた多くの人々に文化的交流の場を提供するなど、次代を受け継ぐ童画家や個性豊かな芸術文化の育成、支援を図る必要があります。

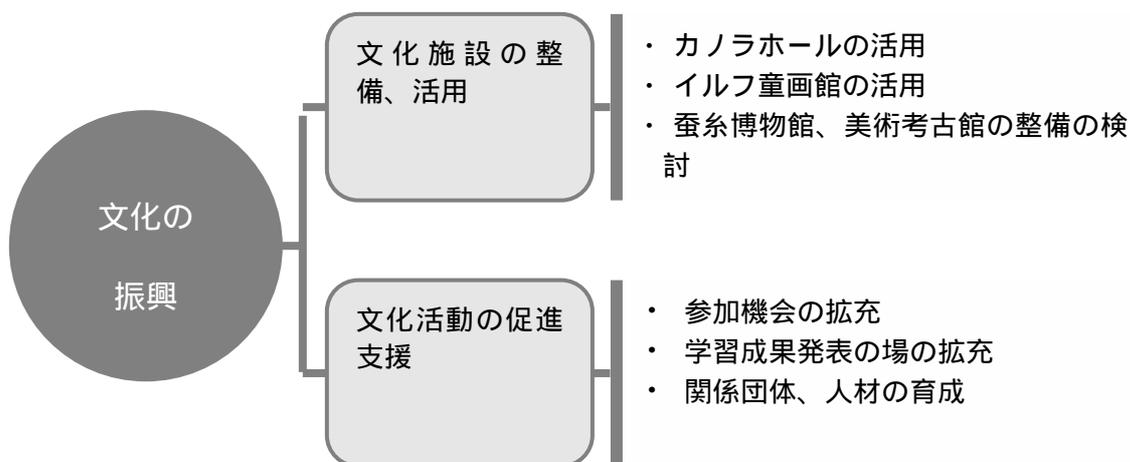
蚕糸博物館は、製糸業を中心に機械器具類・記録資料類を収蔵展示し、「糸都岡谷」を紹介するとともに、子どもたちの体験学習の場として大きな役割を果たしています。

また、美術考古館は、郷土の優れた美術作品や縄文時代を中心とした貴重な土器類等を収蔵展示し、地域芸術文化の振興に努めています。しかし、十分な博物館活動を行うため

には、いずれも施設の老朽化と機能の不足等の問題を抱えています。

今後は、産業のまち岡谷の基を築いた製糸業を生かしたまちづくりと、郷土愛や豊かな感性を育む生涯学習に活用するために、新しい蚕糸博物館・美術考古館の整備が課題となっています。

施策の体系



施策

(1) 文化施設の整備、活用

カノラホールの活用

カノラホールは、舞台芸術文化の拠点としてオペラ、バレエ、オーケストラ等優れた舞台芸術作品鑑賞の機会充実を図るほか、特色ある独自の芸術作品の企画、制作等を推進するとともに、次代を担う人材、リーダーの育成、市民参加型事業の支援等を推進します。

また、市民の集会、行事、発表の場としても一層の活用を図るなど、適切な管理、運営に努めます。

イルフ童画館の活用

イルフ童画館は、武井武雄作品を中心に童画作品の充実を図るほか、所蔵する武井武雄・モーリスセンダックの作品や世界の童画企画展を開催するとともに、童画に関する特色ある市民参加型事業を展開するなど「童画のまちづくり」を推進します。

また、次代を担う若手童画家の発掘と支援・育成のため、日本童画大賞（ビエンナーレ）

を開催します。

蚕糸博物館、美術考古館の整備の検討

蚕糸博物館・美術考古館は、生涯学習やまちづくりに活かしていくため、望ましい利用体系の調査、研究を行うとともに、地域の特性を活かした特別展等の開催や芸術作品等の収集公開により、芸術文化に接する機会の充実を図ります。

蚕糸博物館については、紀要発刊、体験学習会等を実施するとともに、中国蘇州絲綢博物館・絲綢織綉文物複製センターとの学术交流を一層進めます。

また、他の公共施設の配置計画等を勘案し、蚕糸博物館については（仮称）中央公園を念頭に、美術考古館については諏訪湖畔を想定し、それぞれ移転、充実に向けて取り組みを進めます。

（２）文化活動の促進支援

参加機会の拡充

各種の文化講座の開設や学習情報の提供を進めるなどして、市民が気軽に文化活動に参加できる場や機会の拡充に努めます。

学習成果発表の場の拡充

市民文化活動の日頃の学習成果を発表する場の拡充に努めるとともに、市広報等を通じて活動内容等の紹介を行うなど、活動の一層の促進を図ります。

関係団体、人材の育成

市民文化活動の推進を図るため、各種の文化団体、グループの育成や指導者の養成に努めるとともに、団体間、指導者間の相互交流や連携を促進します。

2 文化財の保護・活用

現況と課題

本市は、縄文時代より東西文化の接点という要衝にあって文物の交流が盛んであり、古代以降は岡屋牧として栄え、諏訪郡衙が置かれ中心的役割を果たしていました。

江戸時代は湖北の一寒村であった岡谷地域は、綿打（木綿）織物、生糸製造の発展から明治の近代製糸業の一大中心地となり、糸都岡谷の名は世界に知れわたるようになりました。

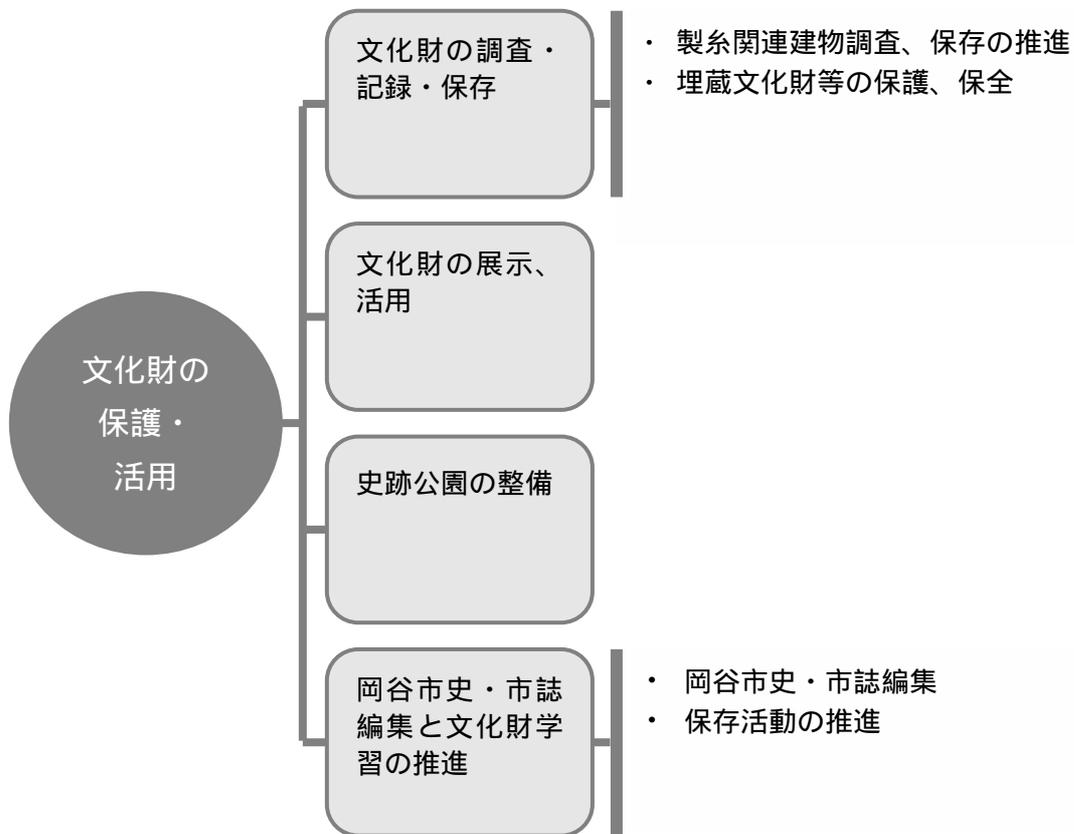
市内にはこうした歴史を物語る文物が数多く残り、縄文時代の「国史跡梨久保遺跡」をはじめ、中山道沿いの古いまちなみや、古い神社仏閣、在地武士の家「県宝旧渡辺家住宅」、製糸家の居宅「重要文化財旧林家住宅」、大製糸工場を象徴する洋風の「旧山一林組事務所」など産業遺産に至るまで、多くの文化遺産が残されています。

岡谷の先人は、さまざまな産業分野を発展させ今日の岡谷を築いてきました。その遺産を保存し、あるいは記録にとどめ、後世に伝えるとともに、住んでいる地域を誇りに思うことができるよう、生涯学習や、まちづくりに活用していくことが大切です。そのためには、産業文化遺産や歴史的環境を大切にす意識の高揚と保護活動を推進していく必要があります。

指定文化財及び登録有形文化財一覧

区 分	有 形 文 化 財								無 形 民 族 文 化 財	(蚕 糸 関 係) 民 俗 資 料	史 跡	天 然 記 念 物	計
	仏 像	木 喰 作 品	石 造 物	絵 画	建 造 物	古 文 書 類	工 芸	考 古 資 料					
国 指 定 文 化 財					5			1			1		7
国 登 録 有 形 文 化 財					18								18
県 指 定 文 化 財	1				1				1	442			445
市 指 定 文 化 財	25	34	5	1	11	2	2				11	18	109

施策の体系



施策

(1) 文化財の調査・記録・保存

製糸関連建物調査、保存の推進

本市の基礎を築いた製糸業の歴史を掘り起こし、記録するとともに、まちづくり活動につなげていくため、製糸関係の建物調査と記録保存を引き続き推進します。また、これまでの記録を公開していくことを検討します。

旧山一林組製糸事務所や旧市庁舎等、糸都岡谷の歴史を伝える貴重な建物については、その保存と活用に努めます。

埋蔵文化財等の保護、保全

バイパス開通や宅地造成等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護、保全に努めます。

また、民俗資料、古文書史料などの郷土史関係資料の調査、収集を引き続き進めます。

(2) 文化財の展示、活用

市内各遺跡の出土品や民俗資料など収集・保管した文化財の展示、公開をより一層進めます。

(3) 史跡公園の整備

国指定史跡梨久保遺跡については、郷土の歴史と自然をテーマとする史跡公園化を推進します。

(4) 岡谷市史・市誌編集と文化財学習の推進

岡谷市史・市誌編集

郷土の歴史と文化の調査・研究活動を推進するとともに、保護・収集・記録を市史・市誌として形にしていくことを検討します。

また、この事業を市民自らの手で行うことによって、郷土愛を育み、住んでいる地域の歴史・文化を大切にしていける保護意識の高揚、学習意欲の増進を図ります。

保存活動の推進

郷土の歴史、伝統文化・技術の伝承に関する講座の開催や学習プログラムの充実等により、文化財の保護、保存活動に参加するボランティア組織の育成や世代間交流の促進に努めます。

3 スポーツの振興

現況と課題

近年、人々の健康への関心は非常に高くなっており、健康増進、体力づくりのため、スポーツを日常生活の中へ定着させようとする気運が高まっています。

また、健康増進、体力づくり以外にも、自然に触れ野外で楽しむことや、競技を見て楽しむこと、あるいは、スポーツを通じてコミュニケーションを深めることなど、活動内容や方法も多様化してきています。

このため、誰もが生涯にわたり、それぞれの体力や年齢、技術、興味や目的に応じたスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりが求められています。

本市のスポーツ施設としては、市民総合体育館、市民水泳プール、市営庭球場、市営球場等があり、各種の大会やスポーツ教室等に活用され市民に幅広く利用されています。

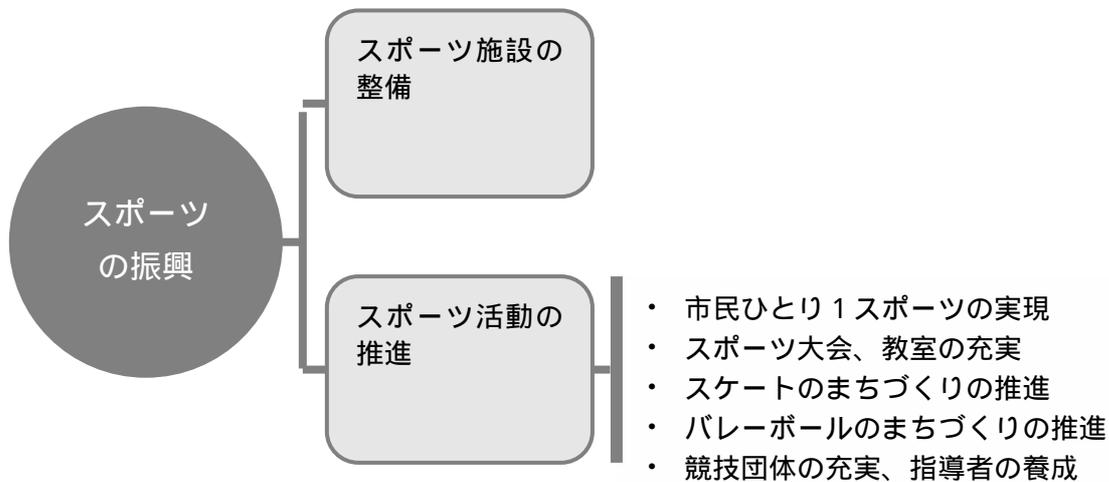
また、「スケートのまちづくり」の核的な施設として、全国レベルの大会が開催できるやまびこ国際スケートセンターや、やまびこアイスアリーナがあり、各種大会をはじめ小中学校の授業や大会、スケート教室等に活用されています。

今後は、これら施設の老朽化や機能充実に対応するための整備をさらに進めるとともに、適切な維持管理と運営を図ることにより、市民スポーツの一層の振興に努めていく必要があります。

また、「市民ひとり1スポーツ」の実現のため、体育関係団体との連携のもとに、各種スポーツ大会や教室の充実、競技力の向上に努めていく必要があります。

さらに、恵まれた施設、環境を活かし、「スケートのまちづくり」、「バレーボールのまちづくり」を一層推進するとともに、岡谷市が発祥のスポーツとして考案されたエースドッジボールの普及に努めていく必要があります。

施策の体系



施策

(1) スポーツ施設の整備

スポーツ施設の維持管理に努め、老朽化等に伴う施設の改修を進めます。

(2) スポーツ活動の推進

市民ひとり1スポーツの実現

(財) 岡谷市体育協会等との連携を深め、市民ひとり1スポーツの実現に努めます。

スポーツ大会、教室の充実

各種の市民スポーツ大会を開催するとともに、競技力の向上及び観戦してスポーツを楽しむ場を市民に提供するため、全国的規模の各種大会の開催とその支援を行います。

また、体育関係団体と連携して、各種スポーツ教室、講習会の開催、スポーツクラブ・グループの育成を図ります。

さらに、スポーツの多様化に対応して、新しい種目のスポーツ教室の開催を進めます。

スケートのまちづくりの推進

やまびこ国際スケートセンターや、年間を通して利用できるやまびこアイスアリーナなど恵まれた施設・環境を活用して、保育園、小中学校スケート教室をはじめフィギュア・ホッケー・カーリングなどを通じた地域交流や人材育成など「スケートのまちづくり」の推進を図ります。

バレーボールのまちづくりの推進

幅広い世代に普及し、昔から盛んに行われている競技であることを背景に、地元高等学校の全国的な活躍と市民の一層の関心の高まりをもとにして、バレーボールを通じた地域交流や人材育成など「バレーボールのまちづくり」の推進を図ります。

競技団体の充実、指導者の養成

競技団体の基盤の充実を促すとともに、各種スポーツの普及と競技力向上を図ります。
また、個々の状況に応じた的確なスポーツの指導ができる指導者を養成します。

第3節 国際交流の推進

現況と課題

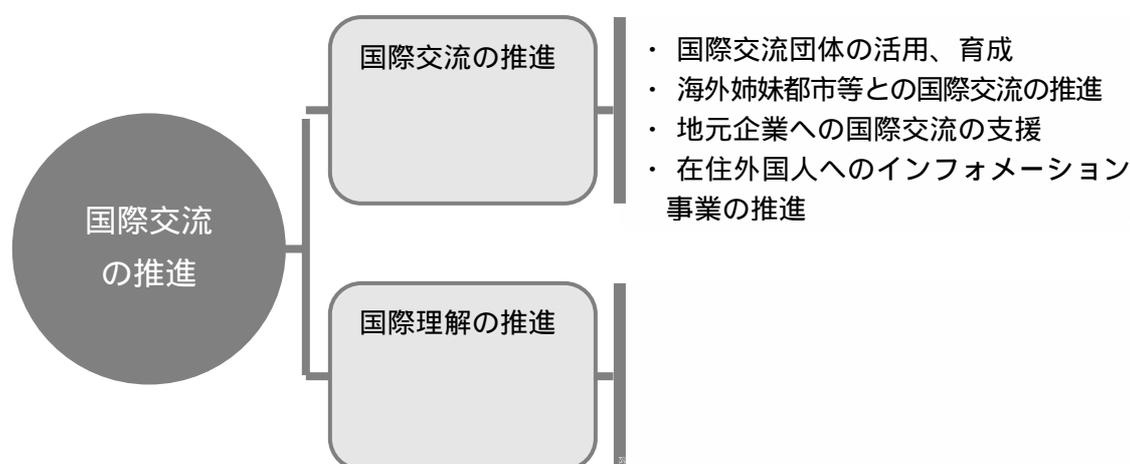
今日の国際社会は、地球規模でのヒト、モノ、カネの動きが進展するグローバル化により、人々の様々なレベルの交流が進むとともに、経済活動の結びつきも多角的になってきています。同時に国境の垣根はますます低くなり、国際社会は環境問題や貧困、地域紛争など多くの課題に直面しています。

これらの課題に対応するため、国際社会が一つになって協力していかなければならない時代を迎えています。

このような状況のなかで、本市における国際交流は、推進母体である(財)岡谷市国際交流協会と連携し、姉妹都市であるアメリカ合衆国ミシガン州マウント・プレザント市との交流事業を行うとともに、市民や各種団体、企業等各層が国際交流活動を円滑に行うための諸事業の推進に努めています。

今後は、海外姉妹都市との交流事業等をさらに推進するとともに、市民の英語をはじめとした外国語の技能向上を図るための支援を充実する必要があります。また、多くの課題を抱えるグローバル化社会の実状を知る機会を提供し、そうした社会における本市のあり方を考える場とするとともに、本市に住む外国人を地域の一員として迎えるための相互理解の推進を図ることが必要です。

施策の体系



施策

(1) 国際交流の推進

国際交流団体の活用、育成

(財)岡谷市国際交流協会をはじめ、各種の国際交流団体の育成支援、連携強化に努めるとともに、これら団体の活動を通じた国際交流の推進を図ります。

海外姉妹都市等との国際交流の推進

海外姉妹都市との交流をはじめ、中高校生の海外派遣、海外からの研修生、留学生の受け入れ等を通して、諸外国との文化、学術研究、教育、産業等の各分野の交流を促進します。

地元企業への国際交流の支援

地元企業が海外進出に必要な情報の収集や提供、海外大学等との技術交流支援、外国人研修生の受け入れ支援等、国際交流の支援を行います。

在住外国人へのインフォメーション事業の推進

国際化相談室を設置し、生活全般に関する相談を行うとともに、日本語講座や公共施設等の見学会、文化交流事業の開催、インターネット等を活用した情報提供など、インフォメーション事業を行います。あわせて、公共施設や道路標識等を外国語併記にするよう努め、外国人が訪れやすい、また住みやすいまちづくりを推進します。

(2) 国際理解の推進

グローバル化社会の実状などを紹介した講演会等の開催や国際交流員の設置、ロングステイ事業等により、市民や企業等の国際理解のための機会の充実を図るほか、教育委員会等と連携してよりよい英語教育を推進し、国際理解の醸成に努めます。